

令和6年度 内灘町職員採用候補者試験案内 **職務経験者**

受付期間 令和6年9月2日(月)から9月27日(金)

第1次試験日 令和6年10月20日(日)

～重要なお知らせ～

申込方法は、インターネットによる申込み(電子申請)のみです。

1. 試験区分、採用予定人数及び受験資格など

試験区分		採用 予定 人数	受験資格
G	一般行政事務 (管理栄養士)	1名 程度	・昭和54年4月2日以降に生まれた方 ・管理栄養士の資格を有する方(令和7年3月31日までに資格取得見込みの方を含む) ・職務経験が5年以上ある方 ・高等学校同等以上の学校を卒業した方
H	保育士 (職務経験者)	1名 程度	・昭和54年4月2日以降に生まれた方 ・保育士の資格を有する方 ・保育士又は保育士の資格を要する職務としての職務経験※1が5年以上ある方
I	社会福祉士 (職務経験者)	1名 程度	・昭和54年4月2日以降に生まれた方 ・社会福祉士の資格を有する方 ・社会福祉士としての職務経験※2が5年以上ある方

《注意事項》・試験区分をまたぐ併願はできません。

・「令和6年度職務経験者採用試験の受験資格等に関するFAQ」をご確認ください。

「職務経験」は次のとおりです。

- ・採用予定日(令和7年4月1日)前の期間が該当します。
- ・会社・団体職員、自営業者、公務員、派遣職員、契約社員等として、1週間当たり30時間以上の勤務を6か月以上継続していた勤務が該当します。
- ・独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する海外ボランティア事業(青年海外協力隊・日系社会青年海外協力隊等)に1年以上継続して従事していた期間は、「職務経験」に含めることができます。
- ・合格者には勤務証明書を提出していただき、採用候補者試験申込時に記載された職務経験の内容を確認後、最終合格となります。

※1 「保育士又は保育士の資格を要する職務としての職務経験」とは、保育士又は保育士の資格を要する職務として、保育施設、児童福祉施設、子育て支援センター等で勤務したことをいいます。

※2 「社会福祉士としての職務経験」とは、社会福祉士として社会福祉法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法(略称)等に基づく業務に従事したことをいいます。

◎地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方は受験できません。

- a 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- b 内灘町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- c 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2. 申込み方法

インターネットによる申込み(電子申請)のみ

内灘町電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/town-uchinada-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=150



- (1) 内灘町ホームページ内の「令和6年度内灘町採用試験候補者試験(職務経験者)案内」から「内灘町電子申請サービス」にアクセスし、「令和6年度内灘町職員採用試験(職務経験者)受験申込書」の申込フォームから受験申込みをしてください。電子申請サービスでの申込方法については、電子申請画面の説明欄及び申込みの手順をご確認ください。※整理番号とパスワードは必ず控えておいてください。
- (2) 申込み後に、「【内灘町職員採用試験】申込受付通知」という件名のメールが自動送信されます。
- (3) 申込内容に不備等が無ければ、「【内灘町職員採用試験】申込完了通知」という件名のメールが送信されて申込手続きが完了となります。
- (4) 申込手続きが完了した後(10月上旬)に送信される「【内灘町職員採用試験】受験票_発行メール」という件名のメールに記載された手順に従い、内灘町電子申請サービス上にアップロードされた受験票をダウンロードしてください。ダウンロードした受験票は、A4用紙にカラー印刷し、外側の点線に沿って切り離し、試験日に必ず持参してください。
- (5) パソコンに加えて、スマートフォンからの申込みも可能です。
- (6) 使用されるパソコン及びスマートフォンや通信回線上の障害などによる万一のトラブルに関しては、一切責任を負いませんのでご了承ください。
- (7) 受験票の発行後は試験区分の変更はできません。申込み時に間違いがないか十分確かめてください。
- (8) インターネットによる申込みができない特段の事情がある場合は、必ず9月17日(火)までに内灘町総務部総務課(採用試験係)(電話(076)286-6720)まで連絡してください。

3. 受付期間

令和6年9月2日(月)午前9時から令和6年9月27日(金)午後5時まで

※上記期間中に受信したものを有効とします。

4. 必要書類

- (1) 写真データ(最近6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、無背景のもの)
 - ・ファイル形式は、JPEG形式(拡張子は「.jpg」または「.jpeg」)
 - ・画像サイズは、縦400×横300ピクセル程度
 - ・ファイル名称は、「試験区分記号_氏名」(例:A_内灘太郎)
- (2) 次のものを二次試験受験時に持参してください。
 - ・最終卒業学校の卒業証明書(最近6か月以内に発行されたもの)
 - ・資格免許証等の写し(見込者は資格見込証明書又はそれに準ずるもの)
 - ・旧氏名が分かる書類(戸籍抄本等)※婚姻等により、各種証明書に記載されている氏名と申込時点の氏名に変更のある方のみ

5. 試験期日、試験項目、試験会場

- (1) 一次試験（職務基礎力試験、適性検査、作文）

期日・・・ 令和6年10月20日（日）

会場・・・ 内灘町役場 〒920-0292 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

- (2) 二次試験（面接）

期日・・・ 令和6年10月21日（月）

会場・・・ 内灘町役場 〒920-0292 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

6. 試験の方法

	科目	時間	配点	内容
一次試験	職務基礎力試験	60分	100点	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
	適性検査	20分	—	職務の遂行に必要な素質及び適性についての検査
	作文	60分	50点	当日出題されるテーマについての意見のまとめ方及び国語の基礎力についての作文試験
二次試験	面接	—	400点	個別面接による質疑応答形式
その他受験資格の有無、申込書記載事項の内容等についての審査				

7. 合格から採用まで

試験合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、原則として令和7年4月1日以降に名簿順に採用されることとなります。なお、欠員が生じた場合には、名簿順に採用されることもあります。

採用候補者名簿の有効期間は、最終合格決定の日から1年間です。ただし、受験資格に掲げる資格等を取得見込みの者が当該資格等を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

8. 給与及び待遇

(1) 初任給（令和6年4月1日現在）の例

短期大学卒	新規卒業者	月額	184,473円
4年制大学卒	新規卒業者	月額	202,086円
・正規職員として5年の職務経験		月額	228,454円
・正規職員として10年の職務経験		月額	243,904円

※上記の月額には地域手当が含まれています。

※職務経験等がある場合には、所定の基準により加算されます。

(2) 昇給 原則として1年に1回

(3) 諸手当 期末手当・勤勉手当 年2回（6月、12月）

その他扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

(4) 勤務時間 原則として午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩時間1時間）

(5) 休日 日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

（ただし、勤務場所によっては変則的な勤務形態となる場合があります。）

(6) 休暇 年次有給休暇のほか、特別休暇（結婚、出産、夏季、忌引等）があります。

(7) 福利厚生 各種健康診断、医療給付、その他の給付、貸付等が受けられます。

【問い合わせ先】

〒920-0292

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

内灘町総務部総務課 採用試験係

TEL：076-286-6720

※午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く）

内灘町ホームページ <https://www.town.uchinada.lg.jp/>

